

亀岡市監査公表 第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年5月1日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 齊藤一義

令和5年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>環境先進都市推進部 資源循環推進課 一般廃棄物処理手数料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。 亀岡市財務規則には、納期限は原則として納入通知書の発行日から14日以内とし、休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。 規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>教育部 教育総務課 (ア) 学校施設使用料の徴収について、調定金額に一部誤りがあった。 地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p>	<p>指摘事項について財務規則第31条に基づき適正な事務処理を行った。</p> <p>学校施設使用料については、請求内容を確認するためのチェックリストに表の縦横計算が正しいかを確認する項目を設け、調定に当たっては、複数人による確認を行うこととして、チェック体制を強化し、規定に基づき適正な事務処理を徹底することとした。</p>

<p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 学校施設の使用について、使用許可書等を確認したところ、摩擦熱で消えるペンが使用されているものが見受けられた。</p> <p>提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は指導するなど、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>市内小・中・義務教育学校、学校施設使用団体に摩擦熱で消えるペンの使用について周知を行うとともに、使用許可書等の確認用チェックリストに摩擦熱で消えるペンについての項目を追加して十分な確認を行うことにより、適正な事務処理を徹底することとした。</p>
---	--